

地方に本社機能に移転したい【移転型事業】

- ▶ 東京23区から地方に本社機能に移転する場合は、**拡充型事業より深掘りした税制上の支援措置の適用を受けることができます。**

- 【例】
 ✓ 東京23区に本社を置く企業が地方都市に新社屋を建設し本社を移転。
 ✓ 東京の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から研究開発機能に移転。



オフィス減税

特定業務施設の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%

適用要件	【対象】 特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 2,000万円以上(中小企業者* 1,000万円以上)
適用期間	平成32年3月31日までに移転先となる都道府県知事の認定が必要 ※認定日の翌日以後2年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%
留意事項	✓ 同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の設備投資額は、原則として、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出することになります。 ✓ 例えば、親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合は対象とならないため注意が必要です。

雇用促進税制

- ① 特定業務施設における雇用者増加数(法人全体の雇用者増加数が上限)に
 じ、**1人あたり最大60万円税額控除**(拡充型事業と同様の支援措置)
- ② 上記①に加え、東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の雇用者増加数**1人あたり30万円***の税額控除を追加
 (②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した年以降は不適用)

適用要件	✓ 適用年度中の特定業務施設の雇用者増加数(有期又はパートの新規雇用者を除く)が2人以上 ✓ 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ✓ 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加等
適用期間	平成32年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事の認定が必要
限度額	雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%

	1年目	2年目	3年目	
①	最大60万円			初年度 1人最大 90万円 3年間 1人最大150万円
②	30万円	30万円	30万円	

*1 中小企業者とは、租税特別措置法に定義される中小企業者をいいます。

*2 特定業務施設の所在地が準地方活力向上地域(近畿圏及び中部圏の中心部)内である場合は、20万円。

(注) 同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません(上記②の上乗せ措置は除く)。4

地方の本社機能を拡充したい【拡充型事業】

- 【例】 ✓地方に本社を置く企業がその本社を増築。
 ✓東京23区以外の地方で主力生産工場がある地域に
 研究所を新たに建設。



オフィス減税

特定業務施設の取得価額に対し、**特別償却15%**又は**税額控除4%**

適用要件	【対 象】 特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 2,000万円以上(中小企業者*1,1,000万円以上)
適用期間	平成32年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事の認定が必要 ※認定日の翌日以後2年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%
留意事項	✓ 同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の設備投資額は、原則として、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出することになります。 ✓ 例えば、親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合は対象とならないため注意が必要です。

雇用促進税制

特定業務施設における雇用者増加数（法人全体の雇用者増加数が上限）に応じ、**次の金額の合計を税額控除**

I	無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数*2 ⇒1人あたり60万円(法人全体の雇用者増加率が8%未満*3の場合:30万円)
	新規雇用者数*2からIの数を控除した人数(新規雇用者数*2の4割が上限) ⇒1人あたり50万円(同:20万円)
II	特定業務施設における雇用者増加数*2から新規雇用者数*2を控除した人数 ⇒1人あたり50万円(同:20万円)
III	
適用要件	✓ 適用年度中の特定業務施設の雇用者増加数(有期又はパートの新規雇用者を除く)が2人以上 ✓ 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ✓ 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等
適用期間	平成32年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事の認定が必要
限度額	雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%

*1 中小企業者とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。

*2 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方の数が上限。

*3 移転型事業の場合は5%未満。

(注) 同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません(移転型の上乗せ措置は除く)。